

農業担い手メールマガジン（第111号）

インデックス

- 現場の皆さんへ ~ 農産物の付加価値をどう生み出すか ~
- 担い手のための耳寄り新技術 ~ 家族経営における経営継承の進め方 ~
- 農業担い手経営相談コーナー
- ~ 認定農業者が集落営農組織に所属する場合の取扱はどうなりますか？ ~

現場の皆さんへ ~ 農産物の付加価値をどう生み出すか ~

国内の飲食費の最終消費額は80.3兆円ですが、国内農水産物の生産額は7.8兆円に過ぎません。つまり、現在の国内の農産物は、消費者に届けられるまでに、関連産業で約10倍の付加価値が付与されているのです。

こうしたデータからも、農業者の皆さんが自らの所得を確保していくためには、農産物の付加価値を高めたり、川下で生み出される付加価値を農業サイドに取り込んでいく努力が必要だということがお分かりいただけるかと思えます。

担い手の皆さんの中には、農産物の付加価値を高めるために既にいろいろな取り組みを行っている方がいらっしゃいます。

最近の話題では、あきたこまちの米袋のデザインにアニメ風の小町娘を描いて売り出したら注文が殺到したとか、ペットボトルに詰めた米を売ったら、通常の1.5倍くらいの価格でも消費者に喜んで買ってもらえたというような話もあります。また、コンビニエンスストアのおにぎり用に、カントリーエレベーターのサイロを一ピン借り切って、水分量や粘度を調製した米を卸している例もあります。

一方、直売所を利用したり、消費者との直接販売を行えば、自らの判断で値決めができるほか、流通段階の付加価値を生産者側に取り込むことが可能になります。この場合も、野菜を食べ切り量で小分けして販売したり、珍しい野菜については、食べ方や料理法などの一言レシピを付けて売るなど、工夫を凝らしているケースがみられます。イチゴなどの傷みやすいものについては、宅配便で送る前に、在宅時間を確認してから送るといった気遣いも、商品が無駄にしないばかりでなく、次回の注文につながる重要なきっかけになったりします。

もちろん、農産物の加工や直売所、農家レストランの経営など、本格的な経営の多角化を行えば、そこでの付加価値は桁違いになり、利幅も大きくなりますが、相当なマネジメント能力と投資が必要です。しかし、上で紹介したような生産プラスアルファの気遣いや消費者や実需者のところに響く一工夫であれば、どなたにも簡単に実践可能で、かつ効果はかなり高いといえます。

「売る工夫を付加価値につなげる」取組は、農業者にとってアイデアの見せ所です。皆さんも、ご自身の農産物の付加価値を高めるために、知恵を絞ってみてはいかがでしょうか。

ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

担い手のための耳寄り新技術

～ 家族経営における経営継承の進め方～

いま、次世代の担い手の確保や育成に向けて、農業経営の円滑な継承が重要な課題となっています。しかし、これまでは教育機関による農業後継者の養成に重点が置かれ、後継者が就農する前後で実際に必要となる経営内部での対応や世代交代にあたっての留意点を著したものはあまりありませんでした。

そこで、中央農業総合研究センターでは、各地の先進的な取り組み事例の分析をもとに、経営継承を進めていく際のポイントや留意点を整理し、農業経営者が活用できるパンフレットにまとめました。このパンフレットを参考に経営継承を進めていただくことによって、家族経営で継承が円滑に行われるようになることが期待されます。

このマニュアルの主な内容は次の通りです。

- (1) 家族経営の継承は、1) 後継者を確保する段階である「就農対策」 2) 後継者の技術習得や経営者能力の向上を進める段階である「能力養成対策」 3) 経営者を円滑な交代を進める段階である「世代交代対策」というプロセスに沿って行います。
- (2) 「就農対策」では、後継者への就農に向けた働きかけや就農前のトレーニング、規模拡大や経営改善など後継者を迎え入れる経営側の準備、就農後にどれくらいの期間一緒に経営を行うかを定めた継承計画の作成などが必要です。
- (3) 「能力養成対策」では、実際に仕事をしながら後継者の能力獲得状況に応じて1) 作業の手順や意思決定の仕方を教える、2) 教えたとおりに仕事をさせる、3) 仕事を任せる、といった手順を段階的に実施していきます。また、異業種を含めた他の経営者との交流を通じて、様々な知識や経営者の発想を学ばせることも重要です。
- (4) 「世代交代対策」では、資産の円滑な引き継ぎのほか、事前に世代交代のタイミングを決めておいて、日頃からコミュニケーションをとっておくことが重要です。もちろん、事故や病気などの突然の世代交代に備えた必須情報の伝達を忘れないようにしなくてはなりません。
- (5) 一方、最近では、後継者のいない経営が新規参入者へ事業を継承する事例が増えています。このような家族・親族以外への第三者継承の場合は、事前のマッチングによる適性や相性の確認に加えて、短期間に継承者の能力を養成する必要があるほか、世代交代の時期や資産の継承方法の文書化などが必要となってきます。こうした場合には、関係機関に相談することも有効です。

なお、平成20年度からは、当メルマガ92号でもお伝えした第三者継承を支援するための「日本版ファームオン（農業経営継承）事業」が開始されていますので、これを

活用されるのも一つの方法です。

詳細は中央農業総合研究センター農業経営研究チームのHPをご覧ください。パンフレットをダウンロードできます（PDF形式）

<http://narc.naro.affrc.go.jp/team/fmrt/manual/succession.html>

日本版ファームオン（農業経営継承）事業の詳細は、全国新規就農相談センターのHPをご覧ください

<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/farmon/index.php>

経営継承については、以下にお問い合わせ下さい

fmnarc@naro.affrc.go.jp

（独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター企画管理部情報広報課、〒305-8666 茨城県つくば市観音台3-1-1、TEL:029-838-8979）

農業担い手経営相談コーナー

～ 認定農業者が集落営農組織に所属する場合の取扱はどうなりますか？～

Q．現在、米と転作作物として大豆、野菜を生産していますが、大豆の部分については、自身も所属する集落営農組織（特定農業団体）に任せています。この場合、引き続き集落営農組織に属しながら、認定農業者の資格をそのまま持ち続けることは可能でしょうか？

また、将来集落営農組織が法人化する際に留意すべき点がありますか？

A．現在、集落営農組織に構成員として参加されているとのことですが、そうした状態であっても、集落営農組織に参加している面積とは別に、米や野菜など自己の経営で生産している部門がある場合には、その部門のみで認定農業者の資格を持ち続けることは可能です。

また、集落営農組織に全て参加している場合であっても、集落営農組織の営農計画等運営方針の決定に関わり、組織の作業体系の下でオペレーターとしてご自身の保有農地のすべて又は一部の基幹作業等を行うような場合には、引き続き認定農業者であるご本人が農業経営を行っている状態にあると考えられます。このため、集落営農組織に参加したという事実だけをもって、認定農業者の取消を行われることにはなりません。

ただし、この場合は、引き続き「農業経営改善計画」の内容が市町村基本構想で示す所得目標などに合致し続けることが必要ですので、ご不明な点がございましたら、最寄りの市町村にお問い合わせいただくようお願いいたします。

なお、現在、所属していらっしゃる集落営農組織が法人化した場合に、大豆のほか米や野菜も含めてご自身の保有農地をすべて法人の経営に委ねることになると、認定農業者の認定が取り消されることとなります。したがって、法人化に向けた話し合いの中では、ご自身の今の経営をどうしていくか、法人の構成員として経営に参加するのか、なども含めてご検討される必要があります。

農業経営に関わるご意見・ご質問は下記へお願いいたします

https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

編集後記

週末には春の嵐が吹き荒れ、これを境に全国的に気温がかなり上がりました。今日は九州地方では20 近くまで気温が上がるとの予報が出ています。

また、さくらの開花は西日本では平年より2週間近く早く、福岡では13日に観測されました。九州・四国地方では概ね3月20日ごろ、関東から近畿、山陽地方では概ね3月25日ごろ、仙台や新潟でも4月の第2週ごろには開花が予想されています。

これから、北日本では雪解けが次第に進みますし、農作業の忙しい時期に差し掛かろうとしている地域も多いと思います。寒暖の差が激しい時期でもありますので、無理をなさらないよう、お仕事頑張ってください。(S)

電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日：毎月2回発行

発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>